



わたしたちの日本一美しい村

2013

11 月号
No.508

広報

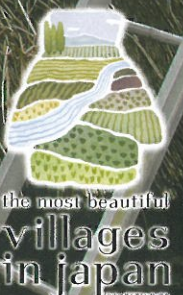
しらかわ

荻町の旧寺口家で、相互扶助の精神「結」による合掌造りの「屋根葺き」が行われました。「結」の葺き替えは今年2回目。村民ら約90名が力を合わせ、屋根を葺きあげました。17年ぶりに行われた旧寺口家の葺き替えでは、赤いはんてんを纏った世話役が棟の上から合図をおくと、村民らは「伝承する技術と経験」で厚さ約80cmの見事な茅葺き屋根を完成させていきました。
(カメラさんば P19参照)

村民の力が集結！
合掌造り旧寺口家の「屋根葺き」

CONTENTS

- 平成24年度白川村決算報告 2
- 人事行政のあらまし 6
- 白川村とくとく商品券 発売中! 8
- INFORMATION暮らしの情報 14



平成24年度

白川村決算報告

9月20日、第3回白川村議会定例会において、平成24年度一般会計・特別会計の決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

村は第6次総合計画に基づいた美しい村づくりを推進し、第5次行政改革大綱による行財政改革を進め、村民の生活環境及び利便性や、安心安全かつ豊かな暮らしの向上に資する施策を実施してまいりました。一般会計の歳入決算額は、対前年度比8億5,923万円増額の38億2,118万円となり、7特別会計の歳入合計を合わせた村の歳入総額は、49億9,824万円です。これに対し、一般会計の歳出決算額は、対前年度比7億8,760万円増額の37億2万円であり、特別会計歳出合計を合わせた村の歳出総額は、48億3,414万円です。歳入歳出ともに前年度より30%弱の増額となりました。翌年度への繰越事業は1億8,392万円となっているため、一般会計歳入歳出差し引き額1億2,116万円から、翌年度へ繰り越すための一般財源5,418万円を差引いた実質収支額は6,698万円となりました。

一般会計の歳入のうち、最も大きなものは「地方交付税」の13億989万円で、歳入全体のおよそ3分の1を占め、次に大きなものは「村税」の7億2,985万円で、歳入全体のおよそ4分の1の財源です。

次に一般会計で実施した主な事業等について報告します。24年度最大の投資的経費は、防災行政無線設備改修事業で1億9,626万円を支出しました。つづいて、村道平瀬幹線舗装補修事業8,372万円、荻町伝建地区保存修理事業6,023万円。この他、村道木谷稗田線稗田橋改良事業5,000万円、村道戸ヶ野島線改良事業3,314万円があります。

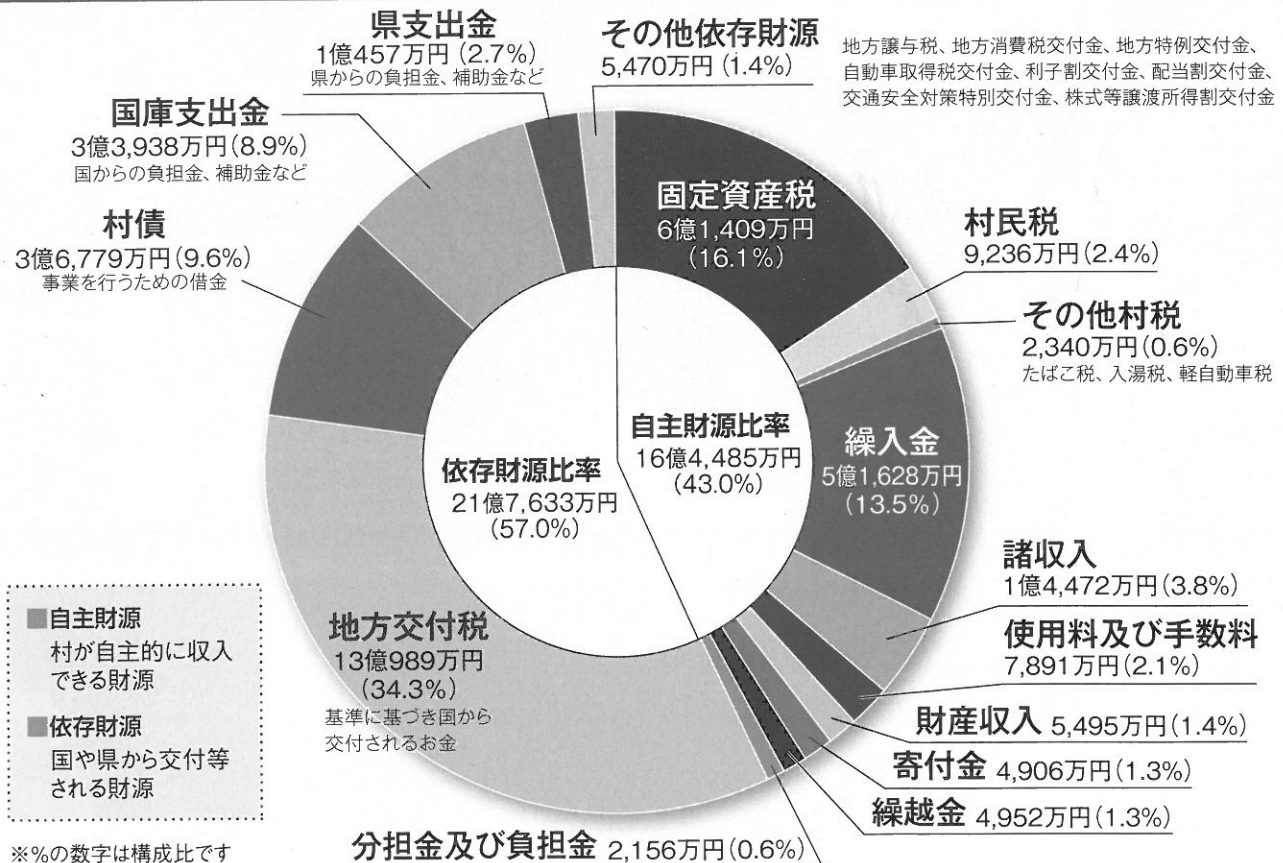
決算に係る主要な施策の成果については、白川村ホームページに詳しく掲載していますのでご覧ください。

(※記事中の金額は万円未満切捨て表示です)

一般会計

歳入

総額38億2,118万円



会計別歳入歳出決算額・村債残高一覧

会 計	歳 入	歳 出	年度末村債残高	
一般会計	38億2,118万円	37億2万円	29億2,788万円	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	2億3,359万円	2億1,723万円	0万円
	国民健康保険特別会計(直診勘定)	1億285万円	9,472万円	1,316万円
	簡易水道特別会計	4,771万円	4,762万円	4億5,646万円
	温泉開発特別会計	8,124万円	7,484万円	1億7,015万円
	白弓スキー場特別会計	2,875万円	2,691万円	1,548万円
	公共下水道特別会計	4億6,812万円	4億6,701万円	2億6,269万円
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	1億8,785万円	1億8,222万円	0万円
	介護保険特別会計(サービス事業勘定)	354万円	46万円	0万円
	後期高齢者医療特別会計	2,341万円	2,311万円	0万円
	特別会計合計	11億7,706万円	11億3,412万円	9億1,794万円
全会計合計	49億9,824万円	48億3,414万円	38億4,582万円	

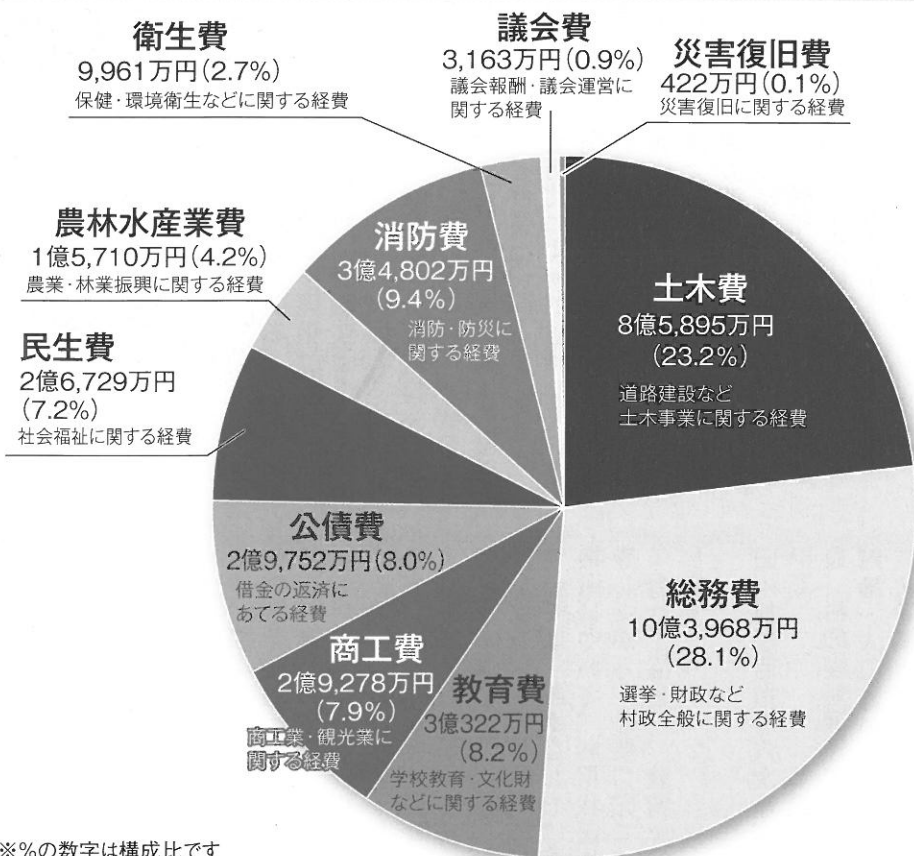
◆村民1人あたりの一般会計金額は(平成25年3月31日現在の人口1,710人で算出しています。)

支出 2,163,754円(対前年度比 504,251円増)
 貯金(基金残高) 1,416,650円(対前年度比 149,717円増)
 借金(地方債残高) 1,712,210円(対前年度比 102,269円増)

総額37億2万円

一般会計

歳出



■**財政力指数 0.367**
 自治体の財政の豊かさを表す指標です。基準値を1として、1に近いほど財政状況が良い(豊かである)といえる数値です。

■**経常収支比率 58.3%**
 自治体が人件費や生活保護費、借金の返済など避けられない経費に村税や地方交付税などの特定の収入に対してどれだけ充てられているかを示す指標です。率が低ければ財政的に余裕があり、独自の政策のための経費により多くのお金を回すことが可能となります。

10月1日(火) 第3回白川村議会定例会において、一般質問が行われました。主な内容は次のとおりです。

一般質問

白川郷学園一貫教育に思う課題について (高桑議員)

Q、白川村は秋の約1カ月間、例祭時期となる。教育目標の中にふるさと学習と確かな学力が掲げられており、ふるさと学習という点ではこの上ない授業であるが、確かな学力の点では、特にどぶろく祭りの約1週間子供が順番に休むため授業が進まずマイナスである。受験を控えた中学生には負担もあるのでは。白川村ならではの教育として2学期制の導入も必要と考えるが意見を伺いたい。

A、例祭期間について、中学生にしぼってお話をさせていただくと64名中55名が公欠します。各地域の例祭では、荻町を除き順番に2・3名が公欠する中、通常の授業を進めています。公欠した生徒には個別に指導を行っています。授業展開が難しいことは間違いありません。現在、飛

騨地区で2学期制導入をしているところは、下呂市の中学校2校です。白川村教育委員会でも2学期制導入を検討したことがあります。四季折々を考えた白川村らしい学校教育のためには3学期制が良いと判断しました。全国で

2学期制を導入していた学校においても、3学期制に戻すところもあるようです。テストの時だけ勉強する子供が多く、学期が少なくなつた分テストの回数が減り、結果勉強しないという現状もあるようです。村としては今後も3学期制を進めていきたいと考えますが、例祭時の授業の進め方について、夏休みなどの期間を短縮し例祭の時期にあてるなど、関係者と協議を重ねより良い教育環境となるよう検討します。

白川村ハザードマップの検診について (高桑議員)

Q、長年切望していたハザードマップが村民に配布された。洪水氾濫等の区域が明確となり対策を考えなければならぬ環境下におかれたことは、今後のために良かったと評価する。特に避難体制の確立に協議をしなければならぬ

と感じるが、大規模な洪水が予測された場合に、子供たちの登校・登園中の帰宅体制がどのようになっているのか。また、大地震が発生した場合に、地域が孤立する可能性があり、各地域の防災リーダーの位置づけや非常物品の確保、防災拠点と位置付ける寺尾の整備の必要性についてお聞きしたい。

A、白川郷学園小中学校では、災害対策委員会が設置され「命を守る訓練」として、保護者への引き渡し訓練も行われています。保育園にも、対策規定があり訓練が行われています。学校・保育園からの帰宅についてはその状況に応じた体制を整えています。集中豪雨などで保護者も動けないような場合は、子供たちの命を守ることを優先に、家へ帰すことを考えるのではなく、安全が確保できる学校内に留め、子供たちの命を守る体制を取ること検討していきます。様々な災害を想定する中では、道路が寸断され、地域が孤立することも考えられます。その際は、防災計画に基づき、最善を尽くして対応したいと考えます。また、寺尾地区は、防災拠点として重要な場所であると位置づけています。世界遺産のバッファゾーン内であるため、環境保全や防災等を両立した土地

利用計画をしっかりと定め、必要な整備を行いたいと考えます。

展望台遊歩道の補修について (大田議員)

Q、世界遺産白川郷の展望台遊歩道は、年々利用する観光客が増加している。遊歩道には危険箇所が見受けられるため、早急に補修するべきではないか。

A、遊歩道の延長は約200mで、荻町発展会に管理をお願いしています。擬木の階段などが整備されていますが、老朽化によって破損している箇所もあり逐次補修しています。この歩道は荻町環境保安林内にあり、中部北陸自然歩道であることから、整備には関係機関と相談が必要です。危険箇所や急こう配について、観光客が安全に利用できるように今後整備を進めていきたいと考えます。

濃飛バス停留所について (大田議員)

Q、高山への定期バスを利用する高校生のために、朝・夕の1回、荻町地区内の運行と停留所1カ所を増やすことについて濃飛バスに要望していただきたい。また、屋根つきの停留所の整備について検討いただきたいが意見を伺いたい。

A、荻町地区内の路線バス運行は、加越能バスのみで、濃飛バスについては、集落外の荻町バス停等で乗降しています。荻町地区内の停留所を増やすことについては、バスルート変更やダイヤ改正が伴います。濃飛バスでは、平成27年北陸新幹線の開通に合わせてバス運行の増便を計画しているため、これに合わせて対応していただけないか検討します。また、来年4月から保木脇のバス停を増やしていただくことをお願いしています。屋根つきの停留所の件については、雨風をしのげない場所について、利用状況を調査しながら、必要に応じてバス会社と協議し、整備を検討します。

白川村が目指す六次産業について (森崎議員)

Q、村の喫緊課題である定住対策・人口減少対策として、六次産業化プロジェクトを創設し、積極的な企業誘致に取り組んでいる。その中で、農家レストランや漬物工場などの計画に合わせ、六次産業の目的である生産・加工・販売する付加価値を農業者自身が高める必要がある。今後白川村の農業をどのように展開し、米・麦・そば・特に野菜について六次産業化に対応できるのか。また、菌床栽培

野菜工場の誘致について、現在の状況をお聞きしたい。

A、村の農業人口の減少、高齢化によって、農地の維持管理は皆さんが苦勞して頂いています。現在、国の農業施策に基づき農業者の育成や支援を行い、認定農業者3名、担い手農家1名を育成しています。道の駅などでは観光客を対象とした、野菜・味噌・漬物等

加工商品の販売、一部農家では、旅館等と提携し、米や野菜を直販しているところもあり、小規模ながらも地道な取り組みによって、この数年間で約20haの耕作放棄地が改善されました。村内では米226t、そば4t、大麦4tの収穫量のほか野菜の作付けは約7haあります。付加価値を付けた生産・加工・販売も一部で行われています。また、農家レストランや漬物工場の企業誘致が進み、必要な農産物が具体化されれば、耕作して

いない約30haの農地を利用し、認定農業者や新規農業者によって、契約栽培も可能と考えられます。菌床栽培については、有機きのか栽培を検討しています。有機栽培によって付加価値をつけることができるため、組織の設立や販売ルートなど経営が可能と判断した段階で議会にご相談させていた

だきます。野菜工場については水耕栽培を検討して

います。具体化されていませんが、漬物工場の誘致に対して、野菜の提供をするなど様々な面を視野に入れて検討します。六次産業化は始まったばかりであり軸になる農業振興を図るため、認定農業者等を中心に積極的に取り組みたいと考えています。

役場職員の意識改革について

(森崎議員)

Q、少数精鋭・仕事の効率化・住民サービスの観点から、役員職員の意識改革・資質の向上は、必要な施策である。伊藤政策顧問を筆頭に産業振興プロジェクトチームを立ち上げ、職員の意識改革も進んでいると認識するが、やはり職員全体での意識改革・資質の向上が必要と考える。職員の研修予算や頻度についてお聞きしたい。

A、第五次白川村行政改革大綱に行政サービス向上のためには職員の資質の向上と意識改革が欠かせないものと記載されています。産業振興プロジェクトチームの取り組みは、チーム以外の職員にも良い影響を与えており、意識改革につながっています。職員の主となる研修は、市町村職員研修センターで開催される一般研修・職種に応じた専門的な研修となりますが、それ以外の研修会にも必要に応じて

参加しています。予算については職員の旅費等を約50万円計上しています。役員内においても、各課持ち回りで事務研究会を行い、毎回40名程度の職員が参加します。基本的な研修だけでなく日常の職場業務が日々研修であり、自己啓発や職員同士のコミュニケーション・シミュレーション、仕事以外の日常生活においても地域に関わり合うことが職員の人格をつくり、そして信頼につながっていくものと考えています。

進められている企業誘致施策について

(松井議員)

Q、人口減少が続けば単独村として残っていくことが出来ず、いずれ市町村合併をしなければならぬ時代を迎える。これを防ぐためにも六次産業化と企業誘致を積極的に推進し雇用の確保、新村民の受入れに努力しなければならぬ。村議会も承認している第六次総合計画を踏まえ、企業誘致に対する考えを再度お聞きしたい。また、ホテル誘致について、反対を主張する団体がある。村議会へも反対する意見書が提出されている。喫緊課題として、ホテル進出反対団体に対して、どう折り合いをつけるのか。ホテル進出を考える共立メンテナンスの事業展開についてどう対応していくのかお聞きした

い。

A、第六次総合計画は、村民総意の中で策定されたものであり、行政として真摯に取り組みます。特に企業誘致は、建設産業に偏る村の新たな雇用の場として、将来の白川村にとって、絶対に必要な施策であると考えています。基本的に白川ブランドとなる産業を重点に数十社と交渉を重ねています。また、現在進めているリゾートホテル誘致について、村民皆さんに理解いただけるよう反対する団体皆さんとの話し合いを継続します。ホテルと民宿が競合する、民宿経営が圧迫されるという意見もあります。有識者・行政ともに競合するものではないと考えています。経営者の努力はもちろん必要ではありますが、村としても必要なことに

関して積極的に支援したいと考えています。ホテル誘致の集落座談会を6会場で行った際に、5会場からいただいた賛成意見や議会全員協議会の意見を踏まえ、最終判断をした

いと思っています。共立メンテナンスのホテル進出が決定した際は、進出条件等が明確になると思いますが、村民皆さんが心配していることをしっかりと確認し交渉を進めます。世界遺産である合掌造りを守り続けてきた皆さんの心を大切に、その心を尊重し将来の

ために覚悟を持って決断したいと考えています。

合掌家屋に対する補助について

(小坂議員)

Q、荻町伝建地区内の合掌造り屋根葺き等を行う場合は、国や村の補助が90%あるが、それ以外の合掌造りに対する補助は70%であり、商業用の合掌造りに至っては補助が35%である。補助率の格差をどう考えるか。また、県の補助が削減され、村がその分を補填している状況についてどう考えるかお聞きしたい。

A、合掌造りの屋根葺き補助は、村補助金交付規則に則って交付されています。この補助率等は、当時議会で協議された、現在の村補助金交付規則として定められたものであり妥当と考えますが、予算削減された県補助金については、行政と議会が一体となって、県内唯一の世界遺産を保全するため、県補助金の復活要望を今後も続けます。また、結による屋根葺き替えは、村にとって非常に重要なものです。結による屋根葺きと、請負による屋根葺きとは補助金の差別化も必要でないかと考えます。今後、世界遺産保存対策特別委員会においても、屋根葺き補助を含めた議論をお願いしたいと思います。

④職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■標準的な勤務時間（不規則勤務となる施設を除く）

開始時刻	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

■休暇制度

区 分	内 容	付与日数
年 次 有給休暇	年の途中に採用された者は採用月に応じて付与する。平均取得日数13.5日 翌年に20日を限度として繰越可。	1年につき 20日
特別休暇	ボランティア休暇	1年につき5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	1歳未満の子の保育時間	1日2回各30分以内
	産前産後休暇	産前6週間、産後8週間
	妻の出産	2日以内
	未就学の子の看護のための休暇	1年につき5日以内
	忌引き	続病、生計関係により7日以内
	父母配偶者の法要	1日
	夏季休暇	7~9月の期間に3日以内
	災害による住居復旧	7日以内
災害による出勤困難、通勤途上危険回避	必要と認められる期間	
組合休暇	職員団体事務従事	30日（無給）
介護休暇	職員が同居する配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護する場合取得することができる。	6ヶ月以内 （無給）
育児休業	3歳に満たない自分の子を養育するため、その子が3歳に達するまで休業することができる。	子が3歳に 達するまで （無給）

⑤職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分（平成24年度）

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務効率の維持向上を図るための制度です。

分限処分には、免職、休職、降任及び降級の4種類があります。

区 分	免職	休職	降任	降給	合計
勤務成績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務に必要な的確性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

■懲戒処分（平成24年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として任命権者が職員に制裁として科する処分を言います。懲戒処分には免職、戒告、減給、停職の4種類があります。

区 分	免職	戒告	減給	停職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	1人	0人	0人	1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	1人	0人	0人	1人

⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況

■職員研修の状況（平成24年度）

研修種別	参加者数	研修内容
階層別研修	13人	新採用職員研修 中堅・係長級・課長補佐・ 課長級職員研修
課題別研修	7人	研修担当者研修、監査委員研修 条例の見方・つくり方基礎講座 パソコン講座、 メンタルタフネス講座
合 計	20人	

■勤務成績の評定者

○勤務評定対象職員 全職員（育児休業者及び退職者を除く）

区 分	第一評定者	最終評定者
課長補佐級以下の職員	参事・課長	村 長
参事・課長等	副村長	村 長

■勤務成績の評定の状況

区 分	内 容
勤 務 状 況	勤務状況、休暇の状況、健康状態、 勤務態度
勤 務 実 績	規律性、責任制、協調性、積極性

⑦職員の福利厚生状況

■健康管理に関する状況

岐阜県市町村共済組合が実施する年代別健康診断及び前立腺がん（40歳以上）、乳がん・子宮がん（30歳以上）を実施し、健康管理に努めました。

区 分	対 象 者	受 診 者
年代別健康診断	63人	55人

■共済制度

岐阜県市町村職員共済組合に加入し、職員の生活の安定と福祉の向上を図っています。また、白川村職員互助会を組織し、福利厚生への増進を図っています。

■公務災害保障制度

公務災害認定件数（平成24年度）

区 分	認 定 件 数
一 般 職 員	0 件
技能労務職員	0 件
合 計	0 件

■公平委員会に係る業務の状況（平成24年度）

区 分	認 定 件 数
勤務条件に関する措置件数	0 件
不利益処分に関する不服申立	0 件
合 計	0 件

●問い合わせ先 総務課 庶務・環境係 TEL6-1311